

安城市中心市街地拠点施設映像コンテンツ等システム更新及び運用保守業務 仕様書

1 目的

安城市中心市街地拠点施設（以下「アンフォーレ」という。）では、安城市やアンフォーレ、市民活動などの情報を利用者に効率よく伝え、ICTを身近に感じてもらうため、220インチ大型マルチビジョンや50インチディスプレイパネル等を活用した映像コンテンツ等を提供している。

本業務は、映像コンテンツ等におけるシステム更新を行うとともに、常に最新情報を市民に伝えられるコンテンツを提供し、導入されたコンテンツ及び機器類について、運用、保守を継続的に行うものとする。

2 本市が想定している作業等スケジュール

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 令和6年11月 | コンテンツ等制作完了 |
| 令和6年12月9日～12月28日 | 現場作業期間 ※機器類等の更新、システム設定 |
| 令和7年1月4日～3月31日 | 仮稼働・システム調整期間 |
| 令和7年4月1日 | 本稼働 |
| 令和7年4月1日～令和12年3月31日 | 運用保守業務期間 |

3 業務内容

(1) 安城市中心市街地拠点施設映像コンテンツ等システム更新及び運用保守業務は、次に示す機能項目を実現すること。

ア 220インチ大型マルチビジョン利用環境整備及び運用保守

イ 50インチディスプレイパネル利用環境整備及び運用保守

(2) 機器の搬入、設置、動作確認

(3) 運用保守期間中のシステム及び機器類の管理、設定変更等

4 共通事項

(1) 基本要件

ア システム設計及びインストール作業については、必ず受注者が実施すること。

イ システムの設計に係る費用については、受注者の負担とする。

ウ 本仕様書に明記していないハードウェア及びソフトウェアについても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらを含めたシステムとすること。

- エ 機器の設置場所については、仕様書で特別な定めがない限り「機器等設置平面図」のとおりとする。なお、設置場所の詳細については、発注者と協議すること。
また、サーバーは仮想化対応すること。
- オ 各システムを構成する機器等の I P アドレス等、ネットワークに必要なデータについては、発注者と協議のうえ決定すること。
- カ ネットワーク接続するための配線等の費用については、受注者が負担すること。
なお、既存の配線等の撤去及び処分も受注者が負担すること。
- キ それぞれの機能項目内で使用するパーソナルコンピュータ等については、コンピュータウイルス対策ソフトウェア等をインストールして、適切な対策をすること。
- ク 利用者情報等個人情報の漏洩が発生しないようにセキュリティ体制に万全を期すこと。
- ケ ネットワーク回線については、現在、サーバー室に設置してある既存ネットワーク回線の利用は可能であるが、ファイアウォール、認証サーバー等の設定に必要な作業費用は受注者が負担すること。また、新たなネットワーク回線を開設する場合は、回線利用料も含め受注者がすべて負担すること。なお、その際はセキュリティ対策を徹底すること。

(2) 運用条件

- ア 運用保守時間は、アンフォーレの開館時間中とする。ただし、利用者のサービスに影響がある場合はこの限りではない。
- イ Windows のセキュリティ更新やパッチの適用、サービスパックの導入等に当たっては、協議のうえ実施すること。
- ウ システムが安定稼働するまでシステム運営支援を実施すること。

(3) 運用マニュアル

- 操作に必要な運用マニュアルについては、製品に添付されるもののほかに、利用者が操作するための補助となる操作運用マニュアルを作成し提出すること。
また、運用管理、保守期間内、当該マニュアルの記載事項に変更が生じた場合は、改訂版を作成し提出すること。

操作運用マニュアルは、紙媒体及び電子データを提出すること。

(4) 映像コンテンツ等の提案

映像コンテンツ等を提案については、下記の項目を考慮すること。

- ア 安城市に関すること。
- イ アンフォーレ（中心市街地拠点施設）に関すること。
- ウ 図書館情報館に関すること。
- エ 市民、事業者、利用者の多様な交流及び活動の促進に関すること。
- オ まちなか賑わい創出に関すること。

カ 市民、事業者、利用者の活用促進に関すること。

5 業務内容の詳細

業務内容の詳細については、次表の各業務仕様書のとおりとする。

| | |
|--------------------------------|-----|
| 220インチ大型マルチビジョン利用環境整備及び運用保守仕様書 | 別紙1 |
| 50インチディスプレイパネル利用環境整備及び運用保守仕様書 | 別紙2 |

6 セキュリティ要件

- (1) 業務担当者以外の者が容易に情報を入手できないように、システムに保持する情報については、適切な権限レベルに対応するアクセス権を制御し、情報の機密保持に万全を期すこと。
- (2) ウイルス対策ソフトウェア等を最新の状態に保つこと。なお、下記の点にも留意すること。
 - ア 自動でパターンファイルやエンジンが更新されるようにすること。
 - イ ライセンス更新に対応すること。
 - ウ ウイルスが発見された場合の対応手順を整備すること。
- (3) 機器メーカーや導入ソフトウェアベンダーが提供する最新のセキュリティ情報を収集するとともに、必要な対策を実施すること。また、IPA（情報処理推進機構）やJPCERT/CC（JRCERTコーディネーションセンター）によるセキュリティ情報の発表についても影響を確認し、必要な対策を実施すること。
- (4) システムで扱う情報に対して必要な改ざん防止対策及び暗号化対策を講じること。
- (5) システムの運用保守上必要な情報ログとして取得できること。
また、業務ログについても取得できること。なお、ログの取得については、データ容量や管理に十分配慮し、3か月以上保存することとし、ログのアーカイブや一定期間経過後の消去については、発注者による作業を不要とすること。

7 作業者のセキュリティ管理

- (1) 従事者は、アンフォーレ内で作業するときには名札を着用し、身分証明書を常に携帯すること。なお、職員から身分証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- (2) アンフォーレ内の各室へ出入りする際は、発注者の指示に従うこと。

8 情報機器類の管理運用・保守等に関する要件

- (1) 定期点検
年に2回、すべての機器が正常に動作することを確認すること。
- (2) 問い合わせ窓口等

故障や不具合等に関する問い合わせ窓口を用意すること。

(3) 障害対応

問い合わせ窓口には障害等の連絡があり、電話あるいはメールによる原因箇所の切り分けや特定することが不可の場合は、速やかに現地に到着できること。

(4) ソフトウェアのバージョンアップ等

- ア 管理運営・保守期間内において、パッケージを常に最新のバージョンにすること。
- イ パッケージのバグフィックス、セキュリティパッチ等の適用に対応すること。
- ウ 必要に応じて、OS等のバージョンアップに対応すること。
- エ バージョンアップの適用にあたっては、発注者にあらかじめ十分な説明を行ったあとに適用すること。なお、発注者がバージョンアップを不要と判断した場合は、可能な限り適用しないこと。

(5) その他

- ア 発注者に対して操作方法、運用方法に関する研修を行うこと。
- イ 本仕様書に定めのない仕様の詳細については、発注者と協議すること。

9 保証

納入された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見された場合の担保期間は、納入（検査完了）後1年間とし、当該契約不適合については無償で修正等の対応をすること。ただし、契約不適合担保期間後であっても、明らかに受注者に起因する契約不適合であることが判明した場合は、無償で修正等の対応をすること。

10 成果物及び検査

(1) 成果物については、下記に掲げるものを紙媒体及び電子データで提出すること。なお、成果物のうち紙媒体については、バインダー等に背表紙及びインデックスをつけ整理して提出すること。電子データは、機器及びコンテンツごとにフォルダを整理し、CD-Rで提出すること。

- ア スケジュール
- イ 基本設計書（ラック構成図、システム構成図）
- ウ マニュアル（操作運用マニュアル、機器マニュアル等）

(2) 検査は、事前にテスト計画書を提出し、計画書に基づくテストを実施すること。